

令和元年度 第4回当別町空家等対策協議会 会議録

日 時 令和2年2月20日(木) 13:30～14:45
場 所 白樺コミュニティセンター 小研修室
出席者(出席委員) 泉亭委員(会長)、石田委員(副会長)、山崎委員、橋本委員、
佐々木委員、高須委員 6名
(事務局) 大畑住民環境部長、市川町民生活係長
傍聴者 なし
記録写真 別紙1のとおり

【会議概要】

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員指名
泉亭会長より橋本委員を指名して決定。
3. 議 事
当別町空家等の適正管理に関する条例第17条の規定により、会長が議長となり
進行する。

(1) 協議事項

① 当別町空家等対策計画(最終案)について

【事務局】

- ・第3回協議会にて承認された案については、11月にパブリックコメントを実施、意見はなかった。
- ・今回は最終案として、計画全体の最終確認を行いたい。
- ・主な修正(変更)箇所について

→計画6P(第4章 空家等の利活用の促進)

〈修正前〉2. 空家等及び除去した空家等に係る跡地の活用の促進

〈修正後〉2. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進

→計画8P(第5章 管理不全な空家等の抑制と解消)

(3)命令(法第14条第2項)

〈修正前〉…勧告を受けた所有者等が不当な理由…

〈修正後〉…勧告を受けた所有者等が正当な理由…

→資料編1P(1. 当別町における空家等の現状)

① 人口と世帯数の推移

〈修正前〉当別町の人口は、平成19年度をピークに…

〈修正後〉当別町の人口は、平成11年度をピークに…

→資料編 3 P(1. 当別町における空家等の現状)

③ 想定される空家戸数

〈修正前〉…居住が確認されず空家とされている住宅戸数は…

〈修正後〉…居住が確認されない住宅戸数は…

【事務局説明に対する質問及び意見等】

・第3章 2. 空家等の調査について(佐々木委員)

民間の協力を得ることも必要だが、事務局(町)で把握している空家情報を提供することができれば、利活用が促進できる。個人情報等の課題はあるが、上手く連携できる体制を整えていくことが必要だと思う。

・第6章 空家等対策に関する実施体制の整備について(山崎委員)

空家等に関する対策の実施体制で各項目ごとに担当課が記載されているが、この空家対策を推進するには、縦割り行政ではなく横の繋がりが必要だと考えている。しっかりと連携体制を整えるよう強く要望したい。

・その他(橋本委員、高須委員)

札幌司法書士会では、空家対策委員会を設置しており、自治体との連携や住民からの様々な相談にも対応している。取り組み事例やアドバイスを受けることも可能だと思うので、今後、機会があれば依頼しても良いと思う。なお、未登記物件や相続問題など解決に至るまでに時間がかかる案件もある。相談を受けた際は、建物の所有者を確認するため「名寄帳(固定資産課税台帳)」を用意するようお願いしている。

・その他(泉亭会長)

インターネットで検索してみると各自治体においても、様々な取り組みが実施されている。参考になる取り組みもあると思うので今後、協議の参考にしていきたい。

※計画(最終案)について委員承認

②空家除却(取り壊し)補助について

【事務局】

第3回協議会開催時に、補助内容(素案)を作成して提示したいと説明していたが、課題や内容を一度整理したことから、改めて委員各位から意見をいただき素案を作成して新年度より本格的に協議を進めたい。意見等については、事務局にて随時受け付けます。

※別紙2、資料に基づき説明

※委員承認

5. その他 ・今後のスケジュールについて(別紙3)

令和2年度の協議会については、年4回、第1回目は6月を予定しているが、変更となる可能性もある。(今後、調整)

主に空家除却(取り壊し)補助について、重点的に協議を行う。また、事務局が現在対応している案件も協議予定。

(委員承認)

6. 閉 会

同日午後3時より、町長との面会を行い計画の最終協議終了を報告した。